

開催日:平成17年12月19日

## 会議名:平成17年 第5回定例会(第3日 12月19日)

### ■ アスベスト対策基本法の制定とすべての被害者の補償を求める意見書

橋本紀子議員

市民連合議員団の橋本紀子でございます。議員提出議案第13号アスベスト対策基本法の制定とすべての被害者の補償を求める意見書について、ご賛同議員の了解をいただきまして、私の方から案文を読み上げて提案とさせていただきます。

### アスベスト対策基本法の制定とすべての被害者の補償を求める意見書

今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず、工場の周辺住民やアスベストを含有した建材その他の製品からの暴露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態である。政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きく立ちおくれたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど、国と企業の責任は極めて大きいと言わざるを得ない。今日、多くの人々がアスベストによる健康被害の不安を抱いている。すべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子どもたちを含めた将来の健康被害を予防し、「ノンアスベスト社会」を実現していくための抜本的・総合的な対策を早期に実施するよう、以下について強く要望する。

#### 記

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称アスベスト対策基本法）を制定すること。
3. アスベストに暴露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害にかかわる労災補償については、時効を適用しないこと。
5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月19日

高槻市議会

ご審議の上、ご可決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔勝原和久議員登壇〕